

社会福祉法人桜岳会

役員等の報酬並びに旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、法人役員等の報酬及び旅費の支給に関して必要な事項を定める。

2 この規程で、法人役員等とは、理事、評議員、監事の他、法人運営に必要な各種会議等に係る委員を含むものとする。

(報酬の支給)

第2条 法人役員等が各種会議及び監査に出席したときは、別表1に示す報酬を支給するものとする。

(旅費の支給)

第3条 旅費の支給は、桜島島内に居住する役員等には支給しない。桜島フェリーを利用して会議等に出会する役員等に、桜島フェリー航送料相当額を支給するものとする。

(役員等出張時の旅費)

第4条 役員等が法人の用務で出張した時は、桜岳会職員の旅費規定を準用して旅費を支給する。この場合において桜岳会旅費規程別表1の役員の欄を適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成13年11月29日より施行する。
- 2 この規程は、平成15年 5月28日より施行する。
- 3 この規程は、平成20年 3月26日より施行する。
- 4 この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
- 5 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別 表 1

区 分	報 酬	旅 費
評 議 員	日額 10,000 円	桜島フェリーの往復 航送料相当額
理 事		
監 事		
評議員選任・ 解任委員		
入所判定委員、 入札評価委員、 第三者委員	日額 3,000 円	

* 支給の際、報酬の中より源泉税を徴するものとする。